国債先物ペアオフネッティング制度導入に伴う
国債店頭取引清算業務に関する業務方法書等の一部改正について

Ⅰ．改正趣旨

当社は、上場デリバティブ清算業務における国債証券先物取引に係る受渡決済と国債店頭取引清算業務における国債証券の決済について、決済の円滑性及び効率性の向上を図るべく両決済をネッティング（以下「国債先物ペアオフネッティング」という。）する制度を導入するため、国債店頭取引清算業務に関する業務方法書等について別紙１のとおり、証券取引等清算業務に関する業務方法書等について別紙２のとおり、所要の改正を行う。

Ⅱ．改正概要

１．国債先物ペアオフネッティング制度の導入

・ペアオフネッティング利用申請参加者（当社が定める申請を行った者をいう。）の国債先物受渡決済及び個別銘柄決済を対象として、同額面相当額の国債証券について、当社が定めるところにより国債先物ペアオフネッティングの組合せを成立させる。

・国債先物ペアオフネッティングの組合せに係る決済について、当該決済の開始予定時点において決済が行われたものとみなす。

・国債先物受渡決済に係る受渡決済代金と個別銘柄取引に係る証券決済債務時価評価額を差引計算した残額の金銭の授受を、国債店頭取引清算業務におけるＦＯＳ決済において行う。

・国債先物ペアオフネッティングの組合せが成立した場合であっても、決済が行われたものとみなされるまでに当社がペアオフネッティング利用申請参加者の破綻等又は支払い不能等を認定した場合はその成立を取り消すことができる。

・清算参加者（国債先物等清算参加者及び国債店頭取引清算参加者である清算参加者に限る。）は、国債先物ペアオフネッティングの利用を希望するときは、当社が定めるところにより利用の申請を行わなければならない。

２．その他

・その他、所要の改正を行う。

（備　考）

・国債店頭取引清算業務に関する業務方法書第５０条の１２及び第６８条並びに国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第１３条の２

・証券取引等清算業務に関する業務方法書第７３条の１２の２及び証券取引等清算業務に関する業務方法書の取扱い第２０条の６

Ⅲ．施行日

２０２２年１月１１日から施行する。ただし、当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、２０２２年１月１１日以後の当社が定める日から施行する。

以　上

別紙

国債先物ペアオフネッティング制度導入に伴う
国債店頭取引清算業務に関する業務方法書等の一部改正新旧対照表

目　　次

１．　国債店頭取引清算業務に関する業務方法書

２．　国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い

３．　業務方法書

４．　業務方法書の取扱い

別紙１

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
（定義） 第２条　（略） （１）～（２６）　（略） （２６）の２　「国債先物ペアオフネッティング」とは、国債証券先物取引（証券取引等業務方法書第３条第２項第３号に規定する国債証券先物取引をいう。）に係る決済及び個別銘柄取引に係る決済について、第５０条の１２に定めるところにより、決済されたとみなすことをいう。 （２７）～（４２）　（略） （４２）の２　「証券取引等業務方法書」とは、当社が証券取引等清算業務に関して定める業務方法書をいう。 （４３）～（９５）　（略） （９５）の２　「ペアオフネッティング利用申請参加者」とは、第５０条の１２第４項に定める申請を行った者をいう。 （９６）～（１１０）　（略） （個別銘柄取引に係る金銭のネッティング） 第４６条の２　当社は、清算参加者ごとに、第４４条第１項第１号から第３号まで及び第４５条第１項の規定により当社及び当該清算参加者が負担する金銭の支払債務（現金担保付債券貸借取引等に係る利金相当額支払債務、現先取引等に係る利金相当額支払債務及び当初現先取引等の終了に係る利金相当額支払債務を除き、同一銘柄の国債証券についての個別銘柄取引に係るものに限る。）について、当社又は当該清算参加者が債務を負担する都度、銘柄及び決済日等を同一とする債務について、差引計算し残額を得るものとする。この場合において、	（定義） 第２条　（略） （１）～（２６）　（略） （新設） （２７）～（４２）　（略） （新設） （４３）～（９５）　（略） （新設） （９６）～（１１０）　（略） （個別銘柄取引に係る金銭のネッティング） 第４６条の２　当社は、清算参加者ごとに、第４４条第１項第１号から第３号まで及び第４５条第１項の規定により当社及び当該清算参加者が負担する金銭の支払債務（現金担保付債券貸借取引等に係る利金相当額支払債務、現先取引等に係る利金相当額支払債務及び当初現先取引等の終了に係る利金相当額支払債務を除く。）について、当社又は当該清算参加者が債務を負担する都度、決済日等を同一とする債務について、差引計算し残額を得るものとする。この場合において、当該金銭の支払債務に係る差引計算における対当額相当額については自

当該金銭の支払債務に係る差引計算における対当額相当額については自動的に弁済され、各清算参加者と当社との間におけるそれぞれ一の残額の金銭支払債務（以下「個別銘柄取引に係る金銭決済債務」という。）に新たに置き換わるものとする。	動的に弁済され、各清算参加者と当社との間におけるそれぞれ一の残額の金銭支払債務（以下「個別銘柄取引に係る金銭決済債務」という。）に新たに置き換わるものとする。
（国債先物ペアオフネッティング） 第５０条の１２　前条の規定にかかわらず、次項に定めるところにより成立した国債先物ペアオフネッティングの組合せに係る決済については、当該決済の開始予定時点において、前条第１項第１号に定める国債証券及び金銭の授受が行われたものとみなす。ただし、国債先物受渡決済（証券取引等業務方法書第７３条の１１に規定する受渡決済をいう。以下この条において同じ。）に係る受渡決済代金と個別銘柄取引に係る証券決済債務時価評価額に相違が生じた場合における差額の金銭の授受については当社と清算参加者との間において行う。 ２　当社は、ペアオフネッティング利用申請参加者の国債先物受渡決済及び個別銘柄決済（個別銘柄取引に係る証券決済債務に係る数量の国債証券及び個別銘柄取引に係る証券決済債務時価評価額の金銭の授受をいう。）を対象として、当社が定めるところにより、国債先物ペアオフネッティングの組合せを成立させる。ただし、国債先物ペアオフネッティングの組合せ成立の計算に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当社が国債先物ペアオフネッティングの組合せを成立させることが適当でないと認める場合には、この限りでない。 ３　前項の規定により国債先物ペアオフネッティングの組合せが成立した場合であっても、第１項の規定によって決済が行われたものとみ	（新設）

なされるまでに当社がペアオフネッティング利用申請参加者の破綻等を認定した場合又は証券取引等業務方法書第７６条第５項の定めるところにより支払不能等の認定を行った場合は、当社は成立した国債先物ペアオフネッティングの組合せを取り消すことができる。 ４　清算参加者（国債先物等清算参加者（証券取引等業務方法書第５条第３項に規定する国債先物等清算参加者をいう。）である清算参加者に限る。）は、国債先物ペアオフネッティングの利用を希望するときは、当社が定めるところにより、あらかじめ国債先物ペアオフネッティングの利用の申請を行わなければならない。	
（ＦＯＳ決済） 第６８条　次の各号に掲げる金銭の授受は、当該各号に掲げる金銭ごとに、同一清算参加者の総支払金額と総受領金額の差引額の授受（以下「ＦＯＳ決済」という。）により行う。 （１）　第４９条、第５０条、第５０条の１０、第５０条の１２第１項ただし書、第５２条から第５４条まで、第６５条から第６７条まで及び第７０条の８第４項の規定により行う金銭の授受 （２）　（略）	（ＦＯＳ決済） 第６８条　次の各号に掲げる金銭の授受は、当該各号に掲げる金銭ごとに、同一清算参加者の総支払金額と総受領金額の差引額の授受（以下「ＦＯＳ決済」という。）により行う。 （１）　第４９条、第５０条、第５０条の１０、第５２条から第５４条まで、第６５条から第６７条まで及び第７０条の８第４項の規定により行う金銭の授受 （２）　（略）
付　則 １　この改正規定は、令和４年１月１１日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和４年１月１１日以後の当社が定める日から施行する。	

この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。	

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
（国債先物ペアオフネッティングの成立） 第１３条の２　当社は、業務方法書第５０条の１２第２項の規定に基づき、国債先物受渡決済（同条第１項に規定する国債先物受渡決済をいう。以下この条において同じ。）及び個別銘柄決済（同条第２項に規定する個別銘柄決済をいう。以下この条において同じ。）を対象として、それぞれ同額面相当額の国債証券について、当社が適当と認める数量に係る国債先物ペアオフネッティングの組合せを成立させる。 ２　前項の国債先物ペアオフネッティングの組合せを成立させる国債証券は、国債先物受渡決済の受渡決済期日を決済日とする同一銘柄の国債先物受渡決済及び個別銘柄決済の決済予定が存在し、当社への引渡し又は当社からの受領の別が異なる清算参加者に係るものに限る。 ３　第１項の国債先物ペアオフネッティングの組合せは、国債先物受渡決済及び個別銘柄決済それぞれにおいて、各ペアオフネッティング利用申請参加者について対象となる国債証券の額面相当額を合計したときに当社への引渡数量合計と当社からの受領数量合計が同一となるような組合せについて成立させる。 付　　則 １　この改正規定は、令和４年１月１１日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和４年１	（新設）

月１１日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。	

別紙２

業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
（国債先物ペアオフネッティング） 第７３条の１２の２　前条の規定にかかわらず、次項に定めるところにより成立した国債先物ペアオフネッティング（受渡決済及び個別銘柄取引（国債店頭取引清算業務に関する業務方法書（以下「国債店頭取引業務方法書」という。）第２条第３７号に規定する個別銘柄取引をいう。以下同じ。）に係る決済について、この条に定めるところにより、決済されたとみなすことをいう。以下この条において同じ。）の組合せに係る決済については、当該決済の開始予定時点において、前条第１項に定める国債証券及び金銭の授受が行われたものとみなす。ただし、受渡決済に係る受渡決済代金と個別銘柄取引に係る証券決済債務時価評価額に相違が生じた場合における差額の金銭の授受については、国債店頭取引業務方法書第６８条に定めるところにより、当社と清算参加者との間において行う。 ２　当社は、ペアオフネッティング利用申請参加者（第４項に定める申請を行った者をいう。以下この条において同じ。）の受渡決済及び個別銘柄決済（国債店頭取引業務方法書第５０条の１２第２項に規定する個別銘柄決済をいう。）を対象として、当社が定めるところにより、国債先物ペアオフネッティングの組合せを成立させる。ただし、国債先物ペアオフネッティングの組合せ成立の計算に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当社が国債先物ペアオフネッティングの組合せを成立させることが適当でないと認める場合には、この限りでない。 ３　前項の規定により国債先物ペアオフネッティングの組合せが成立した場合であっても、第１項の規定によって決済が行われたものとみなされるまでに当社がペアオフネッティング利用申請参加者について支払不能等の認定（第	（新設）

７６条第５項に規定する支払不能等の認定をいう。）を行った場合又は国債店頭取引業務方法書第２条第１項第９０号の定めるところにより破綻等を認定した場合は、当社は成立した国債先物ペアオフネッティングの組合せを取り消すことができる。 ４　国債先物等清算参加者（国債店頭取引清算資格（国債店頭取引業務方法書第２条第３３号に規定する国債店頭取引清算資格をいう。）を有する者に限る。）は、国債先物ペアオフネッティングの利用を希望するときは、当社が定めるところにより、あらかじめ国債先物ペアオフネッティングの利用の申請を行わなければならない。 付　則 １　この改正規定は、令和４年１月１１日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和４年１月１１日以後の当社が定める日から施行する。	

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
（国債先物ペアオフネッティングの成立） 第２０条の６　当社は、業務方法書第７３条の１２の２第２項の規定に基づき、受渡決済（同第７３条の１１に規定する受渡決済をいう。以下この条において同じ。）及び個別銘柄決済（同第７３条の１２の２第２項に規定する個別銘柄決済をいう。以下この条において同じ。）を対象として、それぞれ同額面相当額の国債証券について、当社が適当と認める数量に係る国債先物ペアオフネッティングの組合せを成立させる。 ２　前項の国債先物ペアオフネッティングの組合せを成立させる国債証券は、受渡決済の受渡決済期日を決済日とする同一銘柄の受渡決済及び個別銘柄決済の決済予定が存在し、当社への引渡し又は当社からの受領の別が異なる清算参加者に係るものに限る。 ３　第１項の国債先物ペアオフネッティングの組合せは、受渡決済及び個別銘柄決済それぞれにおいて、各ペアオフネッティング利用申請参加者について対象となる国債証券の額面相当額を合計したときに当社への引渡数量合計と当社からの受領数量合計が同一となるような組合せについて成立させる。 付　則 １　この改正規定は、令和４年１月１１日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和４年１月１１日以後の当社が定める日から施行する。	第２０条の６　削除